

建築物移動等円滑化誘導基準(認定)チェックリスト

年月日作成	作成者氏名	TEL:() -
建築主氏名	建築物名称	
建築物所在地	北九州市 区	構造 : 造
建築物の概要	工事種別 : 新築 · 増築 · 改築 · 用途変更	主要用途 :
	延べ面積 : m ² (既存 m ²)	階数 : 地上 階 / 地下 階

記入方法	「設計内容」及び「判定」の欄を各項目毎に記入する。 「設計内容」の欄は、記載要領等の例示に従い設計内容を記入して、必要な図面等を添付する。 「判定」の欄は、適否の判定を次の記号により記入する。 「」印: 基準に適合、該当する 等 「/」印: 当該事項が該当しない 等	設計内容	判定	
		記入例:		
		(有効幅員)150cm		
		(昇降機)設置なし (戸の構造) 両引き自動ドア	/	

は今回の改正で追加、改正された事項です
(国土交通省令第114号)

一般基準 (多数の者が利用するもの全体に係る基準)

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
1 出入口 (省令第2条)	すべての出入口(エレベーター・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	本項目の判定は、当該箇所が(1)及び(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)幅は90cm以上	cm	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がないこと		
	直接地上へ通ずる「一以上」の建物出入口	本項目の判定は、当該箇所が(1)及び(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)幅は120cm以上	cm	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に高低差がないこと		
2 廊下等 (省令第3条)	幅は180cm以上(区間50m以内毎に車いすが回転可能な場所がある場合は140cm)	cm	
	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) (1)、1		
	戸は車いす使用者が通過しやすく、かつその前後に高低差がないこと		
	側面に外開きの戸がある場合のアルコープの設置		
	突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならない措置		
	休憩施設の適切な設置		
上記 及び は、車いす利用者利用上支障のない部分(2)は適用除外			

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

1 告示(H18第1489号第1)で定める以下の場合を除く

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

2 告示 (H18第1488号第1)

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
3 階段 (省令第4条)	幅は140cm以上(手すり幅は10cm以内まで不算入)	cm	
	けあげの寸法は、16cm以下	cm	
	踏面の寸法は、30cm以上	cm	
	両側に手すりを設置(踊場除く)		
	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		
	踏面の端部とその周囲の識別(明度、色相又は彩度の差が大きいこと)		
	段鼻のつまづきにくい構造		
	点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) 1、3 回り段を設けない(主たる階段)		
4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機 (省令第5条)	階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条の昇降機に限る)を設置		
	上記は車いす使用者の利用上支障がない場合(4)は適用除外		
5 傾斜路 (省令第6条)	幅は150cm以上 (階段併用の場合は120cm以上)	cm	
	勾配は1/12以下		
	高さ75cm以内毎に踏幅150cm以上の踊場設置		
	両側に手すり設置 (高さ16cm以下の傾斜部分は免除)		
	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		
	その前後の廊下等と容易に識別できるもの(明度、色相又は彩度の差が大きいこと)		
	点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 5 上記から車いす使用者利用上支障のない部分(6)は適用除外		

- 3 告示(H18第1489号第2)で定める以下の場合を除く
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- 4 告示(H18第1488号第2)で定める以下の場合を除く
 - ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合
- 5 告示(H18第1489号第1,第2)で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- 6 告示(H18第1488号第3)で定める以下の場合を除く
 - ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分
この場合において、勾配が1/12を超える傾斜部分には両側に手すりを設置

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
6 エレベーター (省令第7条)	必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・浴室等・客室のある階、地上階)に停止するエレベーターを「1以上」設置		基
	多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(5)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)かご及び昇降路の出入口幅は80cm以上		cm
	(2)かごの奥行きは135cm以上		cm
	(3)乗降ロビーは高低差なしで、150cm角以上		cm
	(4)かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置		
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		
	多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(4)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1) のすべてを満たしているか		
	(2)かごの幅は、140cm以上		cm
	(3)かごは車いすが転回できる形状		
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置		
	不特定かつ多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(7)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上		
	(2)かごの奥行きは135cm以上		cm
	(3)かごの幅は、140cm以上		cm
	(4)かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置		
	(5)かごは車いすが転回できる形状		
	不特定かつ多数の者が利用する「1以上」のエレベーター・乗降ロビー	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(5)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1) -(2)(4)(5)、 -(2)(3)を満たしているか		
	(2)かごの幅は、160cm以上		cm
(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上		m ²	
(4)乗降ロビーは高低差なしで、180cm角以上		cm	
不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する「1以上」のエレベーター・乗降ロビー 7	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(4)の基準適合の場合を「適合」とする。		
(1) のすべて又は のすべてを満たしているか			
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
(3)かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置を設置 8			
(4)かご内及び乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設置			

7 告示(H18第1486号第1)で定める以下の場合を除く
・自動車車庫に設ける場合

8 告示(H18第1487号第1)で定める方法
・文字等の浮き彫り
・音による案内
・点字及び音による案内に類するもの

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 ⁹ (省令第8条)	エレベーターの場合	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)設置		
	(2)かごの巾70cm以上、かつ奥行き120cm以上		
	(3)車いす使用者がかご内で方向転回する必要がある場合、かご内の巾及び奥行きを十分確保		
	エスカレーターの場合	本項目の判定は、当該箇所が次の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)設置		
8 便所 (省令第9条)	車いす使用者用便房の設置	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(5)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)階ごとに一以上に水洗器具を設けた便房を設置(男女の区別があるときは、それぞれの便所)		
	(2)原則、当該階の便房数の2%以上		
	車いす使用者用便房の構造	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(5)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)腰掛便座、手すり等の設置		
	(2)車いすで利用しやすい十分な空間確保		
	(3)出入口(当該便房を設ける便所も同様)	本項目の判定は、当該箇所が次の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(イ)幅は80cm以上		cm
	(ロ)戸は車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がないこと		
	(4)車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房を一以上設置(当該便所の近くに車床置き式、壁掛式(受け口35cm以下)等の小便器等の設置(設置階ごとの当該便所のうち一以上))		
9 ホテル又は旅館の客室 (省令第10条)	車いす使用者用客室の設置(原則、客室総数の2%以上) 10		
	客室の構造	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)客室出入口の構造	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(イ)幅は80cm以上		
	(ロ)戸は車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がない		
	(2)便所内に車いす使用者用便房を設置 11		
	(イ)出入口の巾は80cm以上		
	(ロ)戸は車いす使用者が通過しやすい構造かつ、その前後に高低差がないこと		
	(3)浴室又はシャワー室を設置 12		
	(イ)車いす使用者が円滑に利用できる構造 13		
(ロ)出入口の巾は80cm以上			
(ハ)戸は車いす使用者が通過しやすい構造かつ、その前後に高低差がないこと			

9 告示(H18第1485号第1 参照)で定める構造

10 客室総数200室を超える場合、(総数×1%+2)室以上

11 当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者便房に限る)が一以上設けられている場合(男女の区別がある場合はそれぞれ一以上)を除く

12 当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する(基準を満たす)浴室等が一以上設けられている場合(男女の区別がある場合はそれぞれ一以上)を除く

13 告示(H18第1484号)で定める構造

・浴槽、シャワー、手摺等が適切に配置されていること

・車いすで利用しやすい十分な空間の確保

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
10 敷地内の通路 (省令第11条)	通路幅は、180cm以上		
	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		cm
	戸は車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がない		
	段がある部分	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(6)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)幅は140cm以上(手すりの幅は10cm以内までは不算入)		cm
	(2)けあげの寸法は、16cm以下		cm
	(3)踏面の寸法は、30cm以上		cm
	(4)両側に手すり設置		
	(5)踏面の端部とその周囲との識別		
	(6)つまづきにくい構造		
	段以外に傾斜路又は昇降機を設置		
	傾斜路の構造	本項目の判定は、当該箇所が(1)から(5)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)幅は150cm以上 (階段に併設する場合は120cm以上)		cm
	(2)勾配は1/15以下		
	(3)高さ75cm以内毎に踏幅150cm以上の踊場 (勾配1/20以下の場合を除く)		
	(4)両側に手すり設置(高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜部分は免除)		
(5)その前後の通路との識別(明度、色相又は彩度の差が大きいこと)			
上記、、、(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る			
上記、、、(1)から(3)は車いす使用者の支障がない部分(14)は適用除外			
11 駐車場 (省令第12条)	車いす使用者用駐車施設の設置 (駐車場を設ける場合に原則総数の2%以上)	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)幅は350cm以上		cm
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設置		
12 浴室等 (省令第13条)	車いす使用者用浴室等の設置(浴室等を設ける場合、男女の区別がある場合それぞれに一以上)	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)浴槽、手すり等の設置		
	(2)車いすで利用しやすい十分な空間確保		
	(3)出入口	本項目の判定は、当該箇所が次の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(口)出入口の巾は80cm以上		cm
(ハ)戸は車いす使用者が通過しやすい構造かつ、その前後に高低差がないこと			

14 告示(H18第1488号第4)車いす使用者の支障がないもの
車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分
ただし、勾配が1/12を超える傾斜路には両側手摺設置

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
13 標識 (省令第14条) (JISZ8210)	移動等円滑化の措置がとられた特定施設には「あることを表示する標識」をみやすい位置に設置	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)エレベーターその他の昇降機		
	(2)便所		
	(3)駐車施設		
14 案内設備 (省令第15条)	建築物又はその敷地に移動等円滑化の措置がとられた特定施設の配置を表示した案内板を設置 15	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)エレベーターその他の昇降機		
	(2)便所		
	(3)駐車施設		
	配置を点字等で表示する設備を設置 16		
	案内所を設置(前2項の規定免除)		

15 移動等円滑化昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は除く(但し書き)

- 16 告示(H18第1483号)に定める方法
- ・文字等の浮き彫り
 - ・音による案内
 - ・点字又は音による案内に類するもの

視覚障害者利用円滑化誘導基準 (道等から案内設備までの主たる経路に係る基準)

[道等から第15条第2項又は第3項の設備等までの主たる経路]

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
1 案内設備までの主たる経路 (省令第16条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) 1	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	敷地内通路に点状ブロック等を敷設		
	(1) 車路に近接する部分		
	(2) 段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 2		

- 1 告示(H18第1489号第4)で定める以下の場合を除く
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が施行令第21条第2項に定める基準に適合する場合
- 2 告示(H18第1489号第1)で定める以下の場合を除く
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等